

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働安全衛生](#) | [安全衛生活動の「キーワード」](#)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

[▶ キーワード検索はこちら](#)

安全衛生活動の「キーワード」

安全衛生活動の「キーワード」

1. 安全衛生は「実践哲学」	実践とは「知行合一」 哲学とは「人間尊重」 ①知識と行動・理論と実践の一体化。 ②安全文化（安全第一）の職場形成。
2. 安全第一とは	安全第一は安全標語にあらず「経営方針」
3. 安全衛生に妥協なし	「命」「手・足の切断」等、身体は戻らない ①自分の体は自分で守る（自己防衛）⇒主体性 ②愛情のある厳しき管理。⇒管理活動の基本
4. 安全衛生は相互補完	相互注意（声掛け活動）による補い合う活動 ①三本の矢（たばねの知恵）
5. 安全衛生活動の目的をわきまえる	直接的な目的「災害の防止」「健康障害の防止」による「心身の健康の確保」は通過点に過ぎず。
6. 安全衛生活動の真の目的は「できる人」「できた人」づくり（人材育成）	「できる人」とは労働に関する能力を高度にもつこと 「できた人」とは人柄、人間性のこと。魅力的な人のこと。
7. 労働の中で体現する安全衛生の実践に必要な「勇気」	日常活動に意識しない安全衛生、したがって定常活動の逸脱につながる行動には勇気が必要。 ※安全の知識・技術技能を持っていても具現化されなければ、持たないのと同じ。
8. 安全衛生活動の基本中心は「管理活動」	法的責任を言うまでもなく、「人・モノ・環境」に影響を与える「管理監督者」の言動が左右する。 安全の三管理・衛生の三管理を十分に理解すること。
9. 管理の基本は	①法令違反をしないこと。 ②やるべきことをやること。 ③やるべきことを守らせること。 そして、「一切の責任は管理監督者にあること」を明言すること
10. 労働者にも義務がある	安衛法の第20条～25条にその基本がある。同時に「知る権利」「参加する権利」「退避する権利」の行使を。「やらされている活動→やる活動へ」
11. 安全衛生は経営へ内在化	「安全・品質・生産」は三位一体のもの、切り離すことはできない（認識の世界では切り離して理解する）。ところが、生産向上には上限がない。安全衛生活動には上限がある。益々乖離が拡大している。労働そのものを「営み」と認識し、生産は無形から有形を「営み」によって作り出した姿、そしてその出来栄が「品質」である。なお、「営み」こそが安全衛生である。これは、営み（安全衛生）が基礎となって生産・品質があることを十分に認識すべきである。したがって、安全・生産・品質は融合的に捉える必要がある。
12. 未熟技術（生産）の谷間で	新しい物質（技術）は新しい商品・製品の及び工法の開発につながり、人々の生活領域を拡大し、豊かにしてくれる。しかし、その製造に係る労働者の安全を考えた技術開発が同時に行われなくては、技術としてはまだ未熟である。

産業革命後の産業社会は、労働を人工物を中心とした工具で、人工物を創造するという自然から遊離した環境の中で、生活の営み（労働）が行われるようになりました。

自然中心（補助的に人工工具を使用）の営み（労働）の時代は、人間の防衛本能が働く時代でもありましたが、工業化時代から今日は、そのような人間の動物としての自己防衛本能が効きにくい、働かない時代となってきました。

したがって、それを補うのは「安全衛生活動」・教育訓練学習を通し、心身に取り込まないと危険回避が難しくなったのです。

しかも、自然中心の労働の場における動物的防衛本能を基礎とする「考え方」から抜けきれない「ケガと弁当は片手両足」の時代から「長時間労働」の時代へ、産業革命労働者から現代労働者へ、安全衛生に対する認識が持

目刀付の」の叫びてのよまの強硬隊にのりました。伊来エもカ剛自も一里の思不じ、女玉剛エにのりる認識が口く、労働者の自己責任の域から出ない状況だったのです。

したがって、労働安全衛生法は雇用主（事業主）にその責任と義務、なすべきことを明示したのです。

このようにして、「生命は地球よりも重い」と言われるように、かけがえのないものでありますから、労働の中心に安全衛生を捉え、労働の質を高めていかなければならなくなったのです。

管理監督者は安全衛生管理活動の中心を成すリーダーであり、安全衛生活動のキーマンとなります。そのリーダーが、安全衛生に対する基本的な考え方（理念）を心身に浸透させ、安全衛生活動を具体化しなければなりません。

「安全衛生管理」の基本中の基本です。

ややもすると、安全衛生活動のスキルのみに関心がいき、エリア（責任範囲）内の業務に関する安全衛生活動スキルのみを徹底することが行われていますが、「木を見て森を見ない」例えのごとく、業務（労働）の全体像が見えてなく、係わりが理解されていない労働の中では、直接的スキルが発揮されない状態が起こります。

管理監督者自身は勿論のこと、部下に対する指導援助も、全体像を提示することから体系的な安全衛生活動を推進しなければなりません。

ところが、「安全衛生」について会社に「やらされている」、やらされ感を持っている労働者も意外と多いものです。

なぜ、このような気持ちが起こるのでしょうか。

それは、労働が使用従属関係で成り立っており、労働の指揮命令、指示により遂行される関係から、安全衛生は会社（事業主）が責任を持つものであり、安全衛生法も事業主責任を基本にし、労働者に協力を求めているだけであるという誤った認識があるように感じます。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE

静岡で働く人のための資料閲覧サイト
【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.